

記入例

相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日向市長

宮崎県後期高齢者医療広域連合長 様

届出人 (相続人のうち)

住所 日向市本町10番5号

氏名 日向 花子

(電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)



地方税法第9条の2第1項の規定に基づき、相続人代表者を指定しましたので次のとおり届け出ます。また、日向市税賦課徴収条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

Table with columns for (被相続人), (相続人代表者), and (代表者以外の現相続人全員). Rows include names (日向太郎, 日向花子, 日向一郎, 日向次郎), addresses, birth dates, and inheritance shares.

※この申告書は、相続登記が完了されるまでの間、固定資産税の納税義務者を確定するために相続関係を申告していただくものです。相続登記をされた場合は、申告書の提出は必要ありません。

【課税明細書、遺産分割協議書、遺言書等の写しを添付する場合は記入は不要です】

所在及び地番		
土地	日向市 本町7935番2	
	日向市	
所在地	家屋番号	
日向市 本町7935番地1	<input type="checkbox"/> 未登記	7935-1
日向市 本町7935番地2	<input checked="" type="checkbox"/> 未登記	
日向市	<input type="checkbox"/> 未登記	
日向市	<input type="checkbox"/> 未登記	
日向市	<input type="checkbox"/> 未登記	

【申告書作成にあたっての留意点】

- ・申告書は相続人の方全員で話し合いの上作成してください。
 - ・申告書は相続の状況によって次のとおり作成枚数が異なります。
 - ・法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)：作成していただく申告書は1枚です。
 - ・遺産分割が完了している場合：所有形態(所有者及び持分)が異なる資産(土地・家屋)ごとに申告書を作成します。
- ※申告書の提出後に遺産分割が完了し、所有形態(所有者及び持分)が変わった場合は、税務課資産税係までご連絡ください。

○現所有者欄について

<法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)>

法定相続人の方全員の住(居)所、電話番号、氏名、生年月日及び亡くなった所有者の方との続柄を記入してください。今後納税通知書を受け取る方は代表者欄に記入してください。

<遺産分割が完了している場合>

遺産分割により土地・家屋を相続することとなった方の住(居)所(所在地)、電話番号、氏名(名称)、生年月日及び亡くなった所有者の方との続柄を記入してください。

※代表者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)の写しを添付してください。マイナンバーカードの個人番号が表示されている部分のコピーは必要ありません。

【添付書類について】

次のいずれかの書類を添付してください。なお、いずれの資料も、写しで差し支えありません。

チェック欄	<input type="checkbox"/>	<法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)> 現所有者が法定相続人であることを証する戸籍の謄本若しくは抄本又は法務局発行の法定相続情報一覧図の写し
	<input type="checkbox"/>	<遺産分割が完了している場合> ≪指定分割の場合≫公正証書遺言書の写し、家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し又は遺言書保管官が交付する遺言書情報証明書
	<input type="checkbox"/>	≪協議分割の場合≫遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書の写し
	<input type="checkbox"/>	≪調停分割の場合≫調停調書の謄本
	<input type="checkbox"/>	≪審判分割の場合≫審判書の謄本

所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は税務課資産税係で手続きが必要です